



栃木市移住定住支援コーディネーター

こ う や じゅんき 國府谷 純輝 さん

2021 年から地域おこし協力隊として、寺尾地区で活動し、現在は移住定住支援コーディネーターとして活躍している國府谷さんに、お話を伺いました。



栃木市移住・定住
支援情報サイト
「KaKeRu(カケル)」

地域おこし協力隊として栃木市に移住した國府谷さん。協力隊の活動をしなが、個人的に移住に関する相談を受けることもあったといいます。今年の5月に、同じく地域おこし協力隊として活動していた経験のある遠藤百合子さんとともに、『栃木市暮らしサポーターズ』という団体を立ち上げ、市から委託を受けて、移住定住支援コーディネーターとして本格的な活動を開始しました。

主な業務は、移住相談、イベントの企画やSNSでの情報発信、移住体験施設「蔵人館」やどかりの家」の受付や利用者へのヒアリングなど。栃木市への移住を検討している方の話を聞き、住居や補助金などに関する情報を提供しています。「慣れない土地への移住は不安が多いものです。私自身の移住者としての経験を活かして、少しでも力になれたらうれしいです。」と語ります。

移住者から支援者へ

栃木の魅力を発信
今年の6月には『くりとくら×移住定住イベント』を開催したほか、今後も市内外での移住相談イベントを予定しています。

「栃木市の魅力は、ちょうどよいにあると思っています。私の住んでいる寺尾のように豊かな自然もあれば、蔵の街のように歴史的景観の中で暮らせる場所もある。さらに東京圏へのアクセスも悪くないので、『ちょうどよい田舎』であることが強みであり、多くの移住希望者のニーズに合致していると思います。」

お試し栃木生活
市内には移住に興味を持った方向けに移住体験施設があります。最長1か月滞在することが可能で、開設から100組以上の利用がありました。

「利用する方の多くが、実際の生活を想定して、2週間〜1か月滞在されます。『移住のイメージが湧いた』『利用してよかった』と言ってもらえることも多いです。」と笑顔で話します。

みんなでEJU(移住)促進！
移住を考えている方はもちろん、地域の方々にもこの活動を知ってもらいたいと國府谷さんは言います。「身近に移住を検討している方がいれば、私たち移住定住支援コーディネーターにつないでいただけたらうれしいです。地域ぐるみでの移住支援が広がることを目指しています。」

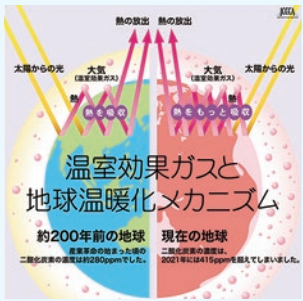


移住体験施設「蔵人館」
(写真左)遠藤さん

STOP温暖化！ カーボンニュートラル

～地球温暖化のメカニズム～ 地球温暖化とは？

地球は、太陽からのエネルギーによって暖められています。そして、暖められた地球からも熱が放射されますが、



二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスがこの熱を一旦吸収し、再び熱の一部を地表面に向けて放出します。その結果、地表面がより高い温度になることを地球温暖化といいます。地球温暖化の原因となっ

ているガスには、二酸化炭素のほかに、メタン、一酸化二窒素があり、中でも「二酸化炭素」がもっとも温暖化への影響が大きいと言われています。さらには、オゾン層破壊物質であるフロン類も温暖化の原因となっています。大気中の二酸化炭素の濃度も増加しており、更に上昇し続けると、熱の吸収が増え、気温は更に上昇すると予測されています。

※地球温暖化の原因は、多くの科学者により研究されてきましたが、気候変動を評価する政府間組織であるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、第6次評価報告書（2021年）において「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と明記しています。



☎ カーボンニュートラル推進課 ☎ (21) 2591

■栃木市人事行政の運営等の状況（概要）

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和6年度の栃木市の人事行政運営等の状況について、次のとおり公表します。詳細については市ホームページに掲載しています。

1 職員数に関する状況 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		6年度	7年度		
一般行政	議会	10	10	0	
	総務	251	251	0	
	税務	61	58	▲3	事務の統廃合
	民生	234	237	3	業務増
	衛生	54	52	▲2	事務の統廃合
	労働	1	2	1	職員派遣による増
	農林水産	38	39	1	業務増
	商工	34	37	3	業務増
	土木	105	99	▲6	事務の統廃合
特別行政	小計	788	785	▲3	
	教育	153	145	▲8	事務の統廃合
	消防	197	199	2	業務増
普通会計	小計	350	344	▲6	
	水道	26	25	▲1	事務の統廃合
	下水道	23	20	▲3	事務の統廃合
公営企業等	その他	62	65	3	業務増
	小計	111	110	▲1	
合計		1,249	1,239	▲10	

2 職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R6年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度 人件費率
6年度	人 152,355	千円 78,167,917	千円 3,410,351	千円 12,614,505	% 16.1	% 15.4

※人件費(B)には、職員給料・手当のほか、事業費支弁職員人件費、議員、各種委員、特別職の給与、報酬が含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B / A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
7年度	1,150	千円 4,822,167	千円 1,024,020	千円 1,959,136	千円 7,805,323	千円 6,787

※1. 職員手当には、退職手当を含みません。2. 給与費は、当初予算計上額です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢(令和7年4月1日現在)

	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	342,892 円	43.6 歳
技能労務職	321,478 円	53.5 歳

※1. 一般行政職とは、戸籍、年金等の受付や福祉、経理等の業務に従事する事務職員と土木建築等の設計監理業務などに従事する技術職員です。

2. 技能労務職とは、自動車運転手、用務員や道路補修作業員などです。

(4) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	給料月額
一般行政職	大 学 卒 220,000 円
	高 校 卒 204,400 円
技能労務職	高 校 卒 188,000 円

※一般行政職には行政職給料表が、技能労務職には技能労務職給料表が適用され、異なった給与体系になっています。

(5) 職員の経年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	経年数 10 年	経年数 20 年	経年数 25 年	経年数 30 年
一般行政職	大学卒 277,624 円	352,547 円	378,178 円	399,292 円
	高校卒 -	331,400 円	-	372,775 円

※経年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(6) 行政職給料表適用職員の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任	係長 主査	副主幹	課長 補佐	課長	部長	
職員数	57	154	185	297	118	92	80	16	999
構成比	5.7%	15.4%	18.5%	29.7%	11.8%	9.2%	8.0%	1.6%	100.0%

(7) 職員手当の状況(令和7年4月1日現在)

手当の種類	支給額等			
扶養手当	支給対象者 (1) 配偶者 (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日 までの間にある子、孫及び弟妹 (3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母 (4) 重度心身障がい者 支給額 (月額)			
	配偶者	3,000 円		
	子	1 人につき 11,500 円		
	父母等	1 人につき 6,500 円		
	満 16 歳の年度初めから 満 22 歳の年度末までの子	1 人につき 5,000 円加算		
地域手当	支給対象者 全職員 支給額 (給料月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 支給割合 支給割合は 3 %			
住居手当	支給対象者 住宅を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員 支給額 (月額)			
	借 家	28,000 円以内		
通勤手当	支給対象者 (1) 交通機関等を利用する職員 (2) 自動車等を使用する職員 支給額 (月額)			
	交通機関等利用	150,000 円以内		
	自動車等使用 (通勤距離に応じ)	2,000 円から 31,600 円まで		
時間外 勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・勤務日における時間外勤務 1 時間につき 当該職員の時間単価 × 125 / 100 ・週休日における時間外勤務 1 時間につき 当該職員の時間単価 × 135 / 100 ・午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、 その割合に 100 分の 25 を加算した割合			
期末手当 勤勉手当	期末手当	勤勉手当	計	
	6 月期	1.25 月分	1.05 月分	2.30 月分
	1 2 月期	1.25 月分	1.05 月分	2.30 月分
	計	2.50 月分	2.10 月分	4.60 月分
勤勉手当の支給月数(管理監督職を除く)は、成績標準者に係る ものです。(職制上の段階、職務の級等による加算措置有)				
退職手当	勤続年数	支給率		
		自己都合	応募認定・定年	
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
定年前早期退職特例措置として、3 ～ 45%の加算があります。				

(8) 特別職の報酬等

区分	報酬等月額
市長	1,020,000 円
副市長	840,000 円
教育長	680,000 円
議長	535,000 円
副議長	465,000 円
議員	420,000 円

※市長は令和7年4月1日から報酬等月額の10%を減額しています。

※副市長は令和7年4月1日から報酬等月額の10%を減額しています。

※教育長は令和7年4月1日から報酬等月額の5%を減額しています。

3 公平委員会の業務の状況

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- (2) 不利益処分等に関する不服申し立ての状況 該当なし
- (3) 職員からの苦情の処理の状況

相談事案数	0 件
処理件数	0 件